

7 日 獣 発 第 61 号
令和 7 年 5 月 7 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について

このことについて、令和 7 年 5 月 1 日付け 7 消安第 234 号をもって農林水産省消費・安全局長から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、カシューナッツ殻液を飼料添加物として新規指定し、規格・基準を定めたため、告示及び省令の一部が改正されたことについて、会員への周知を求められたものです。

つきましては、貴会関係者への周知方、よろしくお願いいたします。

本件のお問合せ先

公益社団法人 日 本 獣 医 師 会
事業担当：栗野

TEL:03-3475-1601

E-mail: kuwano@nichiju.or.jp

7 消安第 234 号
令和 7 年 5 月 1 日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について

このことについて、別紙 1 のとおり本日付けで公布されましたので御了知の上、本改正事項について、貴団体の会員又は組合員に対する周知徹底方お願いします。

なお、本改正の概要については、別紙 2 を御参照ください。

